消費税法改正に伴う水道料金等の改定について

消費税法改正により令和元年10月1日から、消費税が8%から10%へ変更されます。 このことにより上水道・下水道使用料、水道施設工事分担金を下記のとおり改定します。 なお、上水道・下水道使用料については、令和元年10月以降ご使用分より改定後の税率 となりますので、**令和元年11月請求分から**料金の変更を行います。

住宅の新築等に伴う水道施設工事分担金については、<u>令和元年10月受付分から</u>料金の変更を行います。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1 上水道使用料

使用水量	税抜き料金額			税込	料金額	差額	
	基本料	従量単価	従量分料金	計	消費税8%	消費税10%	左似
~10m3	1,400	140		1,400	1,510	1,540	30
15m3	1,400	140	700	2,100	2,260	2,310	50
20m3	1,400	140	1,400	2,800	3,020	3,080	60
25m3	1,400	140	2,100	3,500	3,780	3,850	70
30m3	1,400	140	2,800	4,200	4,530	4,620	90
35m3	1,400	140	3,500	4,900	5,290	5,390	100
40m3	1,400	140	4,200	5,600	6,040	6,160	120

※比較表は 5m3 単位としています、使用料は 1m3 単位で算定されます。

令和元年 10月1日以降

(料金)

第18条 料金は、次の通りとする。

料率	基本料金(1-	ケ月につき)	超過料金(1立方米につき)		
用途	使用水量 (基本水量)	料金	基本水量を超え 100立方米まで	上記水量を超え る場合	
一般用	10立方米まで	1,400円	140円	130円	
官公庁用	60立方米まで	8,400円	140円	130円	
学校用	100立方米まで	14,000円	140円	130円	
臨時用	使用水量1立方米	につき 150円			

2 料金は、基本料金と超過料金との合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第228号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 下水道使用料

世帯人員	税抜き料金額			税込	税込料金額		
世市人貝	基本料	人頭割(5人内)	人頭割(6人以降)	計	消費税8%	消費税10%	差額
1	1,200	900		2,100	2,260	2,310	50
2	1,200	1,800		3,000	3,240	3,300	60
3	1,200	2,700		3,900	4,210	4,290	80
4	1,200	3,600		4,800	5,180	5,280	100
5	1,200	4,500		5,700	6,150	6,270	120
6	1,200	4,500	450	6,150	6,640	6,760	120
7	1,200	4,500	900	6,600	7,120	7,260	140
8	1,200	4,500	1,350	7,050	7,610	7,750	140
9	1,200	4,500	1,800	7,500	8,100	8,250	150
10	1,200	4,500	2,250	7,950	8,580	8,740	160

令和元年 10月1日以降

(使用料の算定方法)

- 第16条 一般世帯及び一般世帯以外の使用料の算定は、別表1に定めるところにより算出した合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは 廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料 は、一使用月として算定する。

別表1

下水道使用料金表(1ケ月につき)

区分	基本料	人数割(1人当たり)	摘要
一般世帯	1,200円	900円	人数割については、5人までを1人当たり左記金額とし6人目からは1人につき 左記金額の半額を加算するものとする。
一般世帯以外	1,200円	900円	人数割については、世帯 人員と別表2により算出し た合計人槽人数が、5人ま でを1人当たり左記金額と し、6人目からは1人につ き左記金額の半額を加算 するものとする。

3 水道施設工事分担金

	税抜金額	税辽	差額	
	竹///// 立 (消費税8%	消費税10%	左領
1世帯当たり	30,000	32,400	33,000	600
			令和元年	
			10月1日以降	

(分担金の額)

第2条 分担金の額は次のとおりとする。

(1) 給水装置を新設する場合は30,000円に消費税法(昭和63年法律第108号)に 定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に 定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額を受益者が負担するもの とする。